

令和3年度事業報告の件

令和3年度は新型コロナウイルスと共存を強いられる一年となった。コロナ禍当初の戸惑いは少なくなり感染対策を意識しながらWeb会議・Web研修が通常化した。

マイクロソフトTeamsを活用して会務執行するようになり、会議と資料の一元化がスムーズにできている。新たに会員専用ホームページを開設し大量の文書データを自由に検索することも容易となっている。

事務局体制において長年勤務していた事務局長はじめ職員の多くが入れ替わった。従来の紙ベースからPCベースの作業へシフトするように工夫をしてきた。特に総務と経理を一体化して処理できるように事務処理の流れを改善するよう努めている。金銭管理もPC化・シンプル化・キャッシュレス化を基本として会員の協力を得て、明解化かつ省力化を図っている。

研修は司法書士業務の質を担保するため特に重要であるが、コロナ禍以降の単位取得状況は低調であるといわざるを得ない。しかしながら、3年目ともなり会員へ提供される研修素材は充実している。司法書士業界内の枠組みを超えて相互にオンライン研修が提供される機会が増加しており事務所に居ながらにして多種多様な研修を受けることができる。また、各支部において小規模集合研修の取り組みをしていただいた。感染拡大状況により中止となるケースもあったが、地域密着の研修機会も提供できるようになった。

相談事業は電話無料相談が中心となっている。総合相談センターや相続遺言相談センターによる電話無料相談は好調である。電話無料相談を入り口として必要に応じて会員事務所での面談相談へ繋げることにより受託推進にも適う。

司法書士制度は令和4年8月3日で150年を迎える。空き家・所有者不明土地問題が深刻化するなかで、相続・遺言を前面に押し出した広報を展開してきた。相続・遺言・成年後見・事業承継・家族信託・商業登記といった世代と世代の架け橋のポイントを押さえているのが司法書士であり、今後も相続・終活の潮流は大きくなるであろう。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から11年が経過したが、東電に対する損害賠償請求は今なお多数積み残されており、被災者支援事業の継続は未だ必要とされている。法テラスや被災自治体への相談員派遣に加え、原発事故による損害賠償請求に関する相談会を原子力損害賠償紛争解決センターの協力を得て実施するなど原発ADR申立支援の相談活動を展開してきた。

法務省の長期相続登記等未了土地解消作業については、厳しい状況ながら一般社団法人福島県公共嘱託登記司法書士協会に受託していただいた。協会会員

以外の本会会員の協力も得ながら多量の相続人調査作業を続行している。

本会の歩みと社会情勢の変化とを有機的に記録化して「福島県司法書士会史」を編纂するため新たに会史編纂室を設置した。平成に入り30余年の本会の歴史的資料の散逸防止の観点からも会史編纂室において作業を進める。名誉会長を中心に原稿執筆を進めていただくとともに史料整理をしている。

会務運営を支えていただいた会員の皆様、事務局職員、役員委員の皆様に深い感謝を申し上げます。

以下、各部所管の詳細な事業報告を記す。